

# 公園西駅周辺先導住宅街区地区の都市計画

公園西駅周辺地区の土地区画整理事業の進捗に合わせ、施行地区内の先導住宅街区について都市計画を決定します。

## ・地区計画の決定

### <目標>

公園西駅周辺先導住宅街区地区では、計画的な土地利用と良好な市街地環境の形成をきめ細かに図るため、土地区画整理事業による都市基盤整備にあわせて地区計画を定めます。建築物の規制誘導を積極的に推進し、緑化率を高め、周辺の自然環境と街区の緑が融合し、杜のなかに暮らすようなゆとりある住環境の形成を図ることを地区計画の目標とします。



## ●地区計画とその必要性

長久手市では、土地区画整理事業地区内は、良好な住環境を将来にわたって維持・保全できるよう、「地区計画」の決定を行っています。

### ①地区計画を定めます。

地区計画は、用途地域などと同様に都市計画法で定められる制度で、市が定めます。

### ②地区計画は、地区独自の「まちづくりのルール」です。

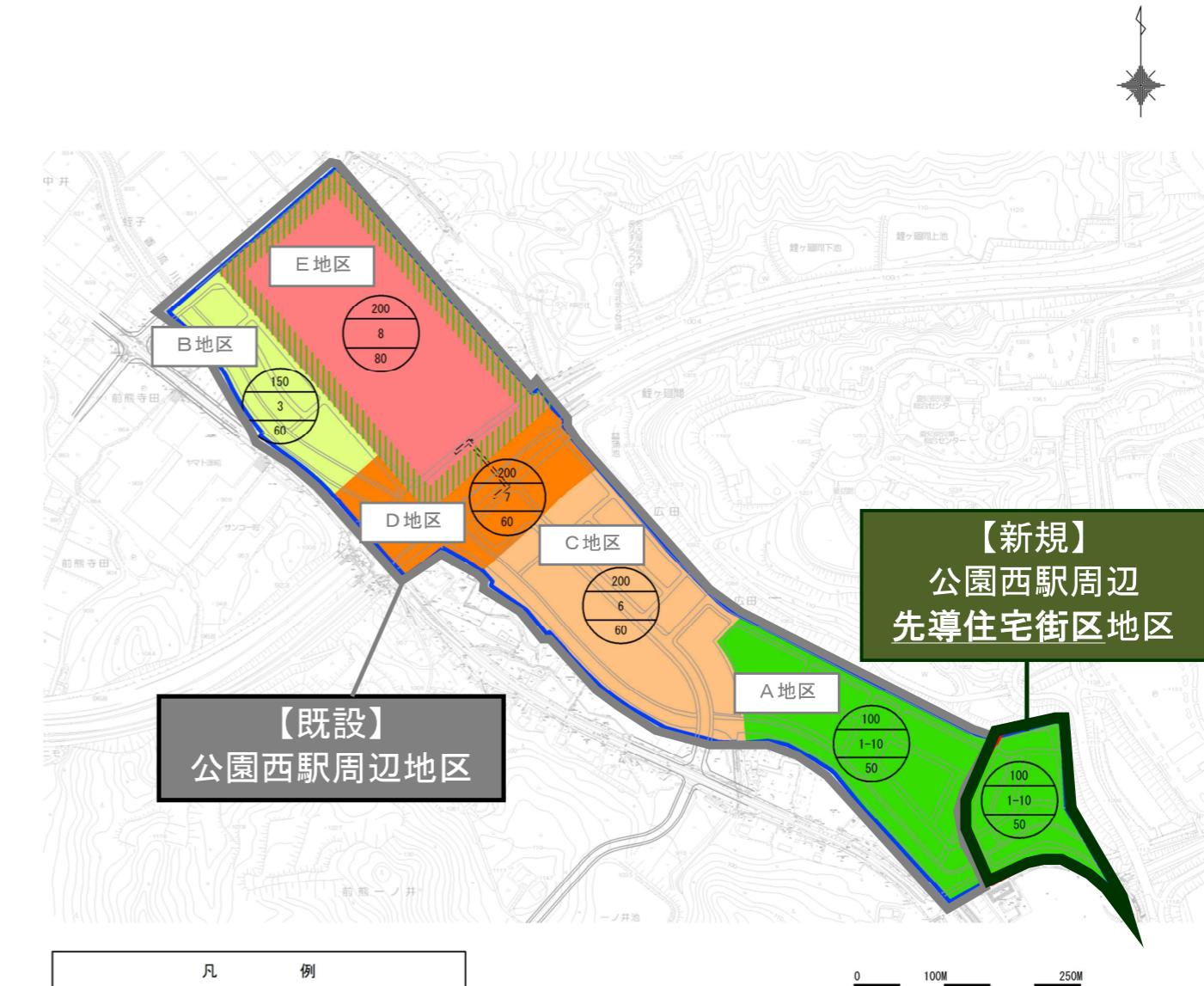
地区毎の方針に合わせ、建築物の用途や形態等のルールを定めることができます。

## ●地区計画の概要

地区区分	公園西駅周辺先導住宅街区地区	
用途地域	第一種低層住居専用地域	
面積	1.5ha	
①建築物等の用途の制限	公衆浴場不可	
②建築物の敷地面積の最低限度	200m <sup>2</sup>	
③壁面位置	隣地境界線	1.0m
	その他敷地の境界線	2.0m、1.5m、0.75m
④建築物の高さの最高限度	(10m) <sup>*</sup>	
⑤垣又はさくの構造の制限	制限あり	
⑥緑化率の最低限度	20%	

<sup>\*</sup>建築基準法の規定により10mが限度

## ●用途地域と地区区分図



0 100M 250M

## ●地区計画のルール

### ①建築物等の用途の制限

良好なまちづくりを誘導するため、用途地域による制限に加えて、地区に相応しくない建築物等を規制します。

※下表は、建築基準法別表第2の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

地区区分	公園西駅周辺先導住宅街区地区
用途地域	第一種低層居住専用地域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○
兼用住宅	○
店舗	×
事務所	×
ホテル、旅館	×
ゴルフ練習場、スキー場	×
ボーリング場、スケート場、水泳場	×
バッティング練習場	×
カラオケボックス	×
パチンコ、マージャン屋、射的場、勝馬投票券販売所	×
ゲームセンター	×
映画館、劇場、観覧場	×
キャバレー、ダンスホール	×
風俗営業、個室付浴場等	×
公衆浴場(スーパー銭湯)	×
診療所、保育所	○
病院	×
老人ホーム、特別養護老人ホーム	○
老人福祉センター	○
幼稚園、小中学校、高等学校	○
大学、専門学校	×
図書館	○
郵便局、派出所	○
神社、寺院、教会	○
自動車教習所	×
倉庫業倉庫	×
畜舎(15m <sup>2</sup> を超える)	×
自動車修理工場	×
危険性や環境悪化の恐れるある施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常に少ない施設(作業場床面積≤50m<sup>2</sup>)</li> <li>少ない施設(作業場床面積≤150m<sup>2</sup>)</li> <li>やや多い施設(作業場床面積&gt;150m<sup>2</sup>)</li> </ul>
危険性が大きい施設	×
石油類ガス等危険物の貯蔵処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>量が非常に少ない施設</li> <li>量が少ない施設</li> <li>量がやや多い施設</li> <li>量が多い施設</li> </ul>

- 立地が可能な建築物
- 本地区計画により立地が制限される建築物
- 用途地域で立地が可能な建築物

- 建築できます
- ✗ 建築できません

### ②建築物の敷地面積の最低限度

#### 公園西駅周辺地区

A、B、C 地区 → 200 m<sup>2</sup>以上  
E地区 → 1,500 m<sup>2</sup>以上

#### 公園西駅周辺先導住宅街区地区

→ 200 m<sup>2</sup>以上

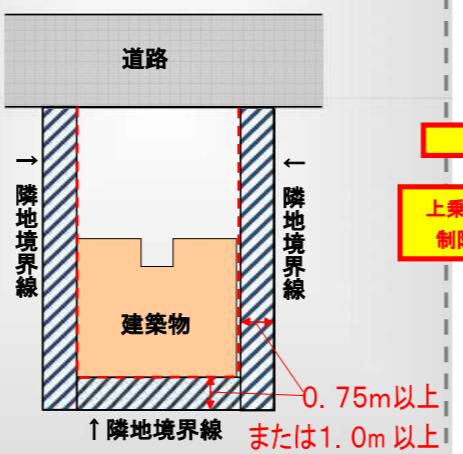
既存地区踏襲

建築物の敷地面積の最低限度を定めることで、土地の細分化を防止します。

### ③壁面の位置の制限

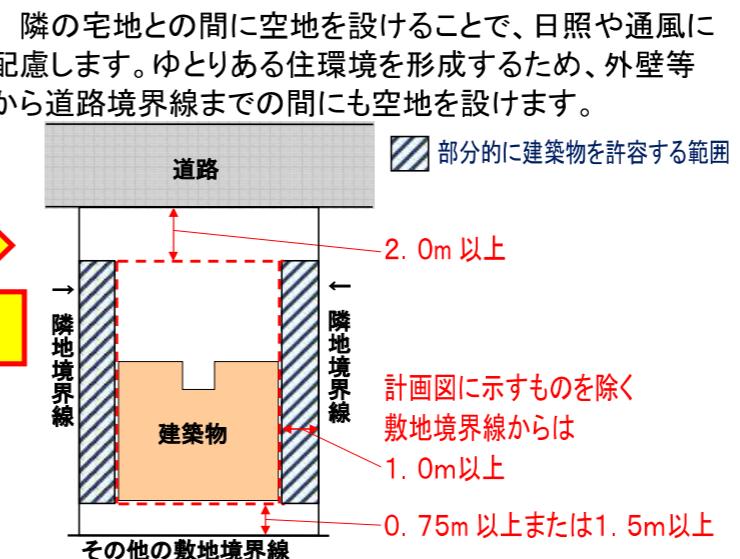
#### 公園西駅周辺地区

A、B 地区 → 1.0m 以上  
C、D 地区 → 0.75m 以上  
E 地区 → 5.0m 以上(一部の路線)

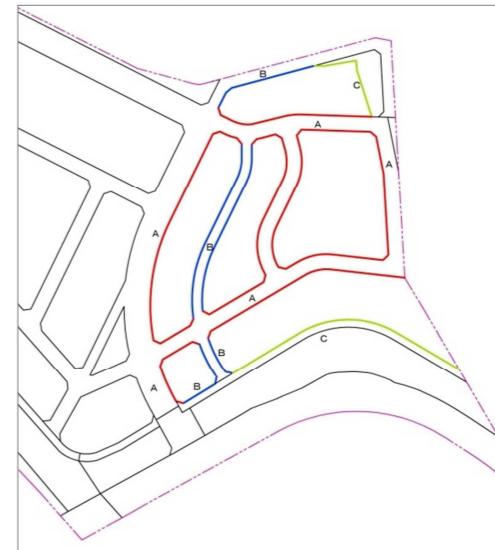


#### 公園西駅周辺先導住宅街区地区

→ 計画図のとおり(0.75m~2.00m)



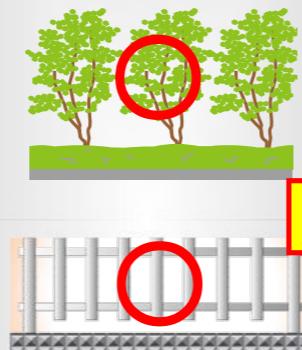
建築物の外壁等から敷地境界線までの距離	A 2.0メートル以上
B 1.5メートル以上	C 0.75メートル以上



### ④垣又はさくの構造の制限

#### 公園西駅周辺地区

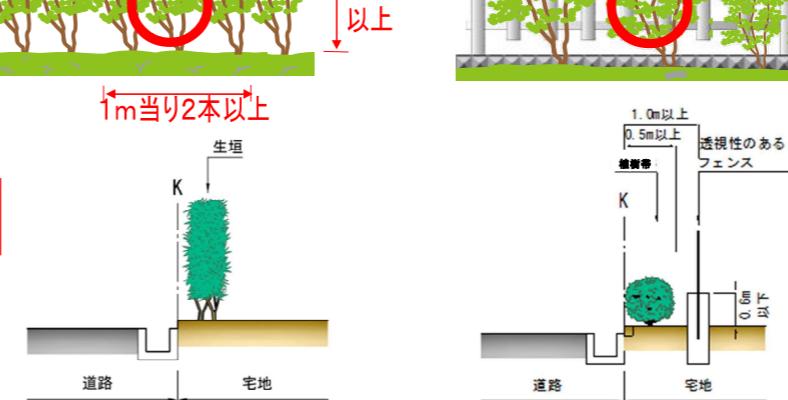
A、B、C 地区



道路に面する垣又はさくは、生垣あるいは透視性のあるフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等は設置できません。

#### 公園西駅周辺先導住宅街区地区

1m当たり2本以上

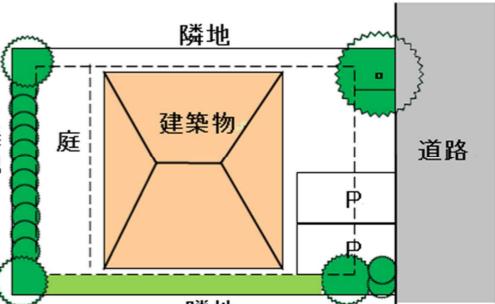


道路に面する垣又はさくは、生垣とします。ただし、透視性の良いフェンスを道路から1m以上離れた位置に設置し、空地部に植樹帯を設けた場合はこの限りではありません。また、シャッターゲート等を設置する場合も植樹帯を必要としますが、人や車が通行する部分については植樹帯を設けなくて良いとする緩和を行います。

### ⑤緑化率の最低限度

#### 公園西駅周辺先導住宅街区地区

→ 敷地面積の 20%以上



良好な住環境の確保等を目的として緑化率の制限を定めます。

新規制限項目